

第2次 新横田基地公害訴訟 原告団ニュース

発行者

第2次新横田基地公害訴訟原告団

〒197-0003 東京都福生市熊川1655-3

白鳥第2ビル302号

TEL/FAX. 042-552-4451

Email : syokotas@vesta.ocn.ne.jp

<http://www.yokota-kougai.com>

第1回現場検証 大成功!

弁護団長 弁護士 関島 保雄

ドン・キホーテ、オリンピック、サウスゲート、
拝島二小でも裁判官が爆音体感

1月29日、原告らが求めている検証が始まった。検証当日は比較的飛行機も飛び特に拝島二小では最大の飛行機C5Aが着陸し裁判官にその圧倒的な飛行機の騒音と機体の大きさによる恐怖感を体感してもらえ成功裏に終わることが出来た。晴天を願っていたがあいにく当日は朝から曇り空で午後からは雨足が強くなり肌寒い中で検証となった。

午前10時20分からドン・キホーテ多摩瑞穂店屋上で検証を開始した。C130が2機滑走路に南から着陸し、検証場所の目の前の誘導路上を2機が揃って駐機場所に向かって移動した。着陸時の騒音と、移動する間の地上音を裁判官は直接肌で体感できたと思う。またこのC130の2機が駐機場場まで移動する間飛行機の排気ガスが地上から上空に黒く広範囲に広がり空気を汚染している状況が見え、排気ガスの被害状況も直接視認することが出来た。その後ヘリコプター2機が基地内の駐機場から飛び立ち基地の東側武蔵村山市方面を北に飛び東周りで南側に着陸する行動が2回見られた。騒音コンターには反映されていないヘリコプターの基地東側旋回飛行も裁判官に見せる機会が出来た。また検証の終わり際にチャーター機が1機南から滑走路に着陸し目の前の誘導路から駐機場場に移動した。このようにドン・キホーテ多摩瑞穂店屋上での検証は様々な飛行機



の音を聞くことが出来て大成功であった。

その後のオリンピック瑞穂店屋上及び国側防音工事家屋と昭島駅前のダイアパレス屋上での検証時は飛行機が殆ど飛ばず騒音の体感を裁判官にしてもらわれることが出来なかった。

基地のサウスゲートでは検証時間中にC130が2回南から滑走路に着陸し裁判官に目の前で低空での飛行機の着陸を頭上の騒音と墜落の恐怖を感じてもらえたのではないかと。また大量の排気ガスを出しながら着陸したので排気ガスの被害も体感できたのではないかと。原告団が軽トラックを用意し裁判官に荷台に登って基地内を見てもらった工夫も大変良かった。

その後拝島第二小学校屋上での検証は雨の中であったがC5Aギャラクシーが屋上上空を低

空で南から基地に着陸した。最大の飛行機の着陸時の騒音とその恐怖感を裁判官に体感してもらえたのではないかと。これまでの横田基地公害訴訟で拝島二小の屋上でC5Aギャラクシーの着陸を目撃体験できたのは初めてではないか。最高の検証となった。

その後午後5時から、この日最後の検証場所である堀向の原告後藤岳志宅での検証を兼ねた原告尋問が行われた。検証時間中には飛行機は飛ばなかったため、生活している中での騒音の体験が裁判官に体感していただけ無かったのは残念であった。

今回の検証中、オリンピック屋上やサウスゲート前で多くの原告が集まり検証を見守ったが、

裁判所が、指示説明役の原告以外の多数の原告らが裁判所の調書用の写真に写るのを嫌い、待機場所の移動を求めたり、原告が写真をとることを嫌がり撮影の中止を求めたので多くの原告は理由が分からず不満を持ったのではないだろうか。

裁判所の言い分としては写真に原告が写る以上調書に残すため参加した原告全員の名簿と原告参加のチェックをしなければならないとのことのような感じだった。正当な要求とは思えなかったが、弁護団は裁判所の意向に従った。原告の方々は不満を持たれたかと思われるが検証を成功させることを優先した事情をご理解戴きたい。

第1回現場検証（1月29日）飛行騒音調査速報値（日本音響エンジニアリング）

ドン・キホーテ屋上

時刻	最大騒音レベル(dB)	機種	飛行形態	飛行方向
10:11:44	79.1	C-130	離陸	北向
10:14:49	83.9	C-130	着陸	北向
10:15頃	—	C-130	着陸	北向
10:18:45	87.5	C-130	地上走行	—
10:27:43	75.1	C-130	離陸	北向
10:40:02	65.6	UH-1N	離陸	北向
10:43:09	65.5	UH-1N	着陸	北向
10:45:55	67.6	UH-1N	離陸	北向
10:47:47	70.3	UH-1N	ローパス	北向
10:48:53	79.8	C-130	離陸	北向
10:52:04	66.7	UH-1N	離陸	北向
10:54:13	66.6	UH-1N	ローパス	北向
10:55:25	63.6	UH-1N	着陸	北向
10:57:57	68.2	UH-1N	離陸	北向
11:05:56	61.1	B763	リバース	北向
11:08:51	78.5	B763	地上走行	—

2機連続
約7分間80dB前後

C-130



UH-1N



2機
2機
2機
2機
2機
2機

B-763



約4分間65dB前後

オリンピック屋上

11:45:51	90.2	C-130	離陸	北向
----------	------	-------	----	----

サウスゲート付近

15:38:23	98.9	C-130	着陸	北向
15:56:15	98.7	C-130	着陸	北向

拝島第二小学校屋上

16:30:06	93.4	C-5	着陸	北向
16:43:59	88.5	B763	着陸	北向

C-5



※上の写真は検証中に飛来した機体の参考写真です

120名以上が見守る中 7ヶ所で現場検証実施

1月29日(金)、提訴以来私たちの念願であった現場検証が実施されました。当日は、寒さに加えて雨も降る悪い条件となりましたが、原告団と支援の人たち120人以上の参加で、終日検証が見守られました。

**ドンキホーテでは激しい
地上音が!**

1番目の『ドンキホーテ多摩瑞穂店』では、検証場所が同店の屋上となったために、原告団・支援者は近隣の道路上で待機する形となりました。裁判官が来た際にはそれぞれの熱い思いを込めた視線で裁判官を迎えました。ここでは国道16号線を隔てて基地をほぼ一望できます。検証の最中に激しい地上音が起こり、最初から被害の大きさを裁判官が体験することになりました。このお店の4階は基地を一望できる展望室になっていて、誰でも自由に上れます。自販機やトイレ、有料の双眼鏡も設置されています。

オリンピック瑞穂店屋上では原告団・支援者が直接検証を見守りました

オリンピックでは参加者全員が検証を見守ることができました。すでに開店していましたが、買い物客の邪魔にならないように秩序正しい行動が取られました。また弁護団による裁判官への説明にも障害とならぬように、原告団・支援者側は十分な配慮をしました。

ここからは基地を直接見ることはできません



**昭島駅前
で弁護士が説明**



オリンピック屋上で弁護士が説明

が、検証中にC130が低空で頭上を飛行したために、住宅地上空の爆音被害を裁判官に知ってもらうことができました。

**防音工事済み住宅の検証は弁護団と
役員のみ参加**

国側の準備した防音工事済み住宅での検証は、個人のお宅なので、役員以外の原告団・支援者による見守りは行いませんでした。近くを通りかかった近隣の人たちから「何をしているのですか?」と尋ねられ、事情を説明すると「大変です。頑張ってください」との声が寄せられました。

**昭島駅前のダイアパレス屋上では駅前ロータリー
で原告団・支援者が待機**

マンション屋上での検証のため、原告団・支援者は、建物を見上げる場所となる駅前ロータリーで待機しました。雨も本格的に降り出していましたが、裁判官の出迎えと見送りもシッカリ行うことができました。



**検証団の上空に
飛来したC130**

サウスゲートにおける検証は圧巻！のひと言

ここでは裁判官からの指示もあり、原告団・支援者は検証を見守ることはなくバスの中で待機することとなりました。気温は下がり雨の降り方も強くなってきたために、「検証中止！」が心配されましたが、ゲート付近での検証に続き、原告団が用意したトラックの荷台からの検証も、予定された時間いっぱいまで実施されました。ここでも2機のC130が低空で飛来してきましたが、その爆音に裁判官から「うわーすごい」との声が出されました。また、裁判官がトラックの荷台に上がるため用意された踏み台を支えていた原告に、女性裁判官から「風邪を引かないで下さい」との声がかけられました。

拜島二小では検証中にC5Aギャラクシーが飛来！

寒さと雨の中、拜島二小屋上で検証が続けられました。ここではC5Aギャラクシーが飛来、その巨大さと爆音のすごさを原告団・支援者も改めて実感しました。雨も本格的に降ってきたために、「今日は飛ばないのでは」との心配を

よそに飛行機が飛びました。これには原告からも「被害を知ってもらえた！」との声が出されました。

最後まで時間いっぱい検証を実施！この熱意を法廷に！

最後の検証場所も個人のお宅であったため、参加者は弁護団と役員だけになりました。家の中で約1時間の検証となりました。この間弁護団と役員は外で待機しました。午後6時、検証と本人尋問が終わり、裁判官が家から出てきたとき近寄って「ありがとうございました」とお礼を述べた役員に、裁判官が「ご苦労様でした」と声をかける場面がありました。私たちの思いが伝わったのではないのでしょうか。原告団・支援者のがんばりは大きかったと思います。今度は法廷に参加して熱い思いを裁判官に伝えるとともに、不当な国側の論陣を圧倒して打ち破ろうではありませんか。みんなで力を合わせましょう。

基地騒音被害者代表が大集合！外務・防衛両省と交渉 延べ70人以上が参加！まともな回答は皆無！

2月12日(金)、午前は参議院会館で『オスプレイ横田配備反対連絡会』が中心となり、午後は衆議院会館で『全国基地爆音訴訟原告団連絡会』が中心となって、外務・防衛の両省と交渉を持ちました。交渉に先立ち、この間集めた『横田基地へのオスプレイ飛来・配備に反対する署名』18000筆を政府側に提出しました。

オスプレイ横田配備については、「北朝鮮のミサイル発射などを考えれば、オスプレイ配備は日本の安全保障に欠かせない」とか、配備に関連した『環境レビュー』は「米国大統領が米軍に命じてつくったモノだから、私たちは何もわからない」などと言った無責任な回答ばかりでした。



18,000人分の 署名を提出

午後に行われた交渉では、「騒音対策は防音工事を施している」「騒音は深刻な問題と考えている」など、騒音被害の深刻さを認めながら、

具体的な軽減策は何も語らないなど、ここでも無責任な回答に終始しました。原告団からの「環境基準は守られるべきと思うか？」という問いかけに“そう思う”と答え手を挙げたのは、政府側出席者17名のうち7名だけというひどい態度でした。連絡会では、「6月の公害総行動に向け、今回の経験を踏まえて要請項目を練り上げて交渉に挑もう」と確認し合いました。



防衛、外務省へ要請

オスプレイの事故率急増示す資料 米海軍安全センターウェブサイトから削除 不誠実な防衛省の態度に怒りが続出

共産党の『しんぶん赤旗』（2月14日付）は、「アフガニスタンで2010年～2012年にかけて米海兵隊普天間基地（沖縄県宜野湾市）所属機と同型のMV22オスプレイのクラスA（最も深刻）からDに分類された事故率が急増したとする米軍資料が日本政府の照会を受けて削除されていることが明らかになりました。」と報じました。

この資料は、12日の交渉でも参加者から防衛省の担当者に、その見解が質されていたものです。防衛省側は「これは部内資料が誤って掲載された」「数値に誤りがありいずれ正しいものが載る予定」と回答していました。交渉参加者からは「危険極まりないオスプレイの実体を日米両政府が隠そうとしている」との声が出されています。



オスプレイ事故率40倍

アフガン配備機 90時間に1件発生

ワシントン発
【ワシントン】米海兵隊がアフガニスタンに配備している垂直離着陸機MV22オスプレイの2010～12年米会計年度までのクラスA～Dの事故が90・4時間間に1件発生していることが分かった。同報に掲載された海兵隊の全航空機による事故の発生率は3746・8時間間に1件の割合にとまっとうっており、オスプレイの事故率は約40倍と突出している。(2面に関連)

10万飛行時間当たりで換算すれば事故発生率は全航空機の26・60件に対し、オスプレイは105・56件となる。オスプレイの安全性に対する懸念が払拭され、端に少ないことも明らかになった。

アフガンで発生したオスプレイのクラスA～Dの事故は全部で8件。被害規模が最も重大なクラスA(200万以上の損害や死者が1件、ドローンシステムの損傷など)クラスC(5万～50万未満の損害)が7件だった。事故の種類の異なるもの4件、整備によるものが2件、出陣機が1件、ハイドロランディング機が1件、衝突を伴う墜落機が1件だった。

オスプレイ以外では沖縄国際大学に墜落したF18と、大分県に墜落したF35の大型輸送ヘリが938・4時間に1件、米軍普天間飛行場にも配備されているCH53Eが2435・0時間に1件、F18戦闘機が387・5時間に1件発生している。また10万飛行時間当たりの事故の発生率はCH53Dが106・56件、CH53Eが41・07件、F18が26・06件となっている。米国防務研究所(DIA)でオスプレイの主任分析官を務めたレックス・リボロ氏は琉球新報に対し、平時の運用では素晴らしい航空機だが、戦闘下では運用性が厳しく制限されることが指摘した。

右：琉球新報1月12日付
左：琉球新報1月6日付

CV-22オスプレイの横田基地配備と MV-22オスプレイの横田基地飛来に反対する要請

オスプレイ横田配備反対連絡会（横田基地問題を考える会、横田基地の撤去を求める西多摩の会、横田基地もいらぬ市民交流集会実行委員会、横田・基地被害をなくす会、第2次新横田基地公害訴訟原告団、第9次横田基地公害訴訟原告団）が2月12日に内閣総理大臣、および防衛省、外務省に宛てて要請および質問項目。

1. 日本政府は、CV-22オスプレイの横田基地配備計画を撤回するよう、米国政府に要求すること。
2. 日本政府は、MV-22オスプレイの日本国土での飛行を禁止し、普天間基地への配備を撤回するよう、米国政府に要求すること。また、日本全土のすべての場所に、オスプレイの配備や飛行をさせないようにすること。
3. CV-22の横田基地配備計画決定の経過を明らかにすること。
4. 米空軍特殊作戦コマンドが作成した「CV-22の横田飛行場配備に関する環境レビュー」に関して、以下の疑問に答えること。
 - ①環境レビュー作成の目的や意義は何か。
 - ②環境レビュー作成にあたって、日本政府はどの程度関与したのか。
 - ③環境レビュー作成にあたって、日本国の法令や環境管理基準や日米合同委員会合意事項、基地周辺住民への配慮がどれだけなされたのか。
 - ④環境レビュー発行日と発表日に、約8か月のずれが生じているのはなぜか。
 - ⑤日本政府は、環境レビューをいつ入手したのか。また、その際に環境レビューの内容についての説明を十分に受けたのか。
 - ⑥環境レビューについて、関係自治体に十分な説明をしたのか。また、さらなる追加説明を行うのか。また、環境レビューの配布・説明を行った自治体はどこか。
 - ⑦環境レビュー作成にあたって、基地周辺・訓練空域下に位置する自治体や住民の安全について十分な配慮がなされたのか。また、クリアゾーンの考え方を採用しないのはなぜか。
 - ⑧CV-22は基地周辺や訓練空域で、どのような訓練（低空飛行、夜間飛行、旋回飛行、タッチ&ゴー、ローパス、人員降下、物資投下など）を、地形を含めたどの地域で、どの高度（地上からの）で行うのか。
 - ⑨横田基地周辺の学校施設や老人施設、病院がどこにどれだけあるのかについて調査を行ったのか。行っていないければ、日本政府がその調査を求めたのか。
 - ⑩CV-22の事故の危険性、飛行回数、夜間飛行の頻度、低空飛行の頻度と高度、うるささ指数に与える影響について詳細に示されていないのはなぜか。
 - ⑪CV-22関連施設の位置が、周辺住民に安全を担保できる場所であるという認識を持っているか。
 - ⑫CV-22配備に関連して工事が進められる予定になっているが、日本政府がその費用を少しでも負担する部分があるのか。
 - ⑬CV-22とMV-22の最新の事故率と、過去の事故の原因で明らかになっていることは何か。
 - ⑭夜間～早朝の騒音抑制時間帯の航空機の離発着やエンジン起動を運用群司令が承認するケースは、具体的にどのような場合か。
 - ⑮東富士演習場などで行うとされるチャフ及びフレアを用いた訓練は、具体的にどのような訓練か。また、チャフ及びフレアが地上に落下した場合の人体や農作物への影響はどのようなものか。
 - ⑯CV-22配備に伴って新たに結成される特殊作戦コマンドは、米軍の組織上、どの部隊に属する部隊か。
 - ⑰MV-22の普天間配備の際に示された環境レビューと、CV-22の横田配備の際に示された環境レビューとの違いは何か。

日本政府が 軍事基地周辺住民の 静かで安全な生活を保障することを求める要請

全国基地爆音訴訟原告団連絡会議（第四次厚木爆音訴訟原告団、第5次・6次小松基地爆音訴訟原告団、第三次嘉手納基地爆音差止訴訟原告団、第2次普天間米軍基地から爆音をなくす訴訟原告団、岩国爆音訴訟原告団、第9次横田基地公害訴訟原告団、第2次新横田基地公害訴訟原告団）が2月12日（金に内閣総理大臣、および防衛省、外務省に行った要請項目。

1. 日本政府は、軍事基地が基地周辺地域に違法な被害を及ぼしていることを認めるとともに、被害住民に対して十分な補償を行うこと。

①環境基準に定められた70WECPNL値より高い騒音地域の住民に対し、被害調査を行うこと。また、70W値コンターを新たに定めること。

②裁判所に対し、騒音被害の基準とする騒音コンターに環境省方式の適用や昼間騒音被害控除論の適用を求めたり、防音工事施行家屋居住者に対する賠償金減額の適用を求めたりするなど、「賠償金を値切る」に当たる行為を中止すること。

③爆音被害の実情を把握するために、航空機騒音が人体に及ぼす医学的影響について国費で調査すること。また、騒音測定箇所を増やし、航空機騒音1回ごとの測定データを公表すること。

④騒音に対する環境基準を守り・守らせること。

2. 日本政府は、軍事基地の被害問題の解決を図るために、自衛隊や米軍に対し、夜間～早朝の飛行禁止を求めたり、軍備の軽減や訓練の減少を求めたりするなどの、抜本的対策をとること。

①第四次厚木爆音訴訟東京高裁判決が示した「自衛隊機の夜間飛行差し止め」を、他の基地の自衛隊機や米軍機にも適用するよう働きかけること。

②居住地上空での飛行訓練及び編隊飛行を禁止させること。

③岩国基地への空母艦載機の移駐、嘉手納基地への外来機の飛来、厚木基地での空母艦載機の訓練、横田基地へのMV-22の飛来とCV-22の配備など、基地被害や危険を増加させる要因を取り除くこと。

④米軍に対しては、日米合同委員会の合意を守らせること。また守れなかった場合は、その理由を公表すること。

⑤嘉手納基地と普天間基地を利用する米軍機を最優先するための、那覇空港への300m 低空長距離離着陸制限を撤廃し、国民の生命の安全を確保すること。

⑥嘉手納基地の返還跡地から、環境基準をはるかにオーバーするダイオキシン類が検出された。また、北谷町においても同様な事態があった。さらに嘉手納基地内を流れる川の下流からも有害物質が検出された。これら、基地が原因の汚染については、米軍に確実に責任をとらせること。

⑦普天間基地の無条件閉鎖をし、辺野古新基地建設は中止すること。

⑧オスプレイの飛行基準は日米合意で定められているにもかかわらず、その内容を無視する「別の飛行基準」が存在している（2015年6月11日琉球新報掲載、普天間飛行場ディマース航空安全担当官発言）。その「別の飛行基準」を明らかにすること。また、市街地上空をヘリモードで飛ばないと定めた日米合意を遵守させること。

**3月24日
普天間訴訟結審**

3月24日 原告数3417名の普天間爆音訴訟が沖縄地裁那覇支部で結審を迎え、第2次新横田弁護団、原告団からも結審の応援に行きます。



あいつぐ戦闘機の爆音
横田はどうなってしまうのか!

横田に米軍最新鋭機飛来



F22Aラプター…レーダーに映りにくい最新型のステルス機能を備え「世界最強」といわれている。(写真は1月26日横田に着陸したF22A。横田基地の撤去をもとめる西多摩の会ブログより)

1月22日(金)から1月26日(火)にかけて、米国・アラスカ州の基地から、F22とF16が合計26機も横田基地に飛来しました。これだけの数の戦闘機が横田基地に飛来したのは「ベトナム戦争以来初めてだ」と言われています。「核実験を強行した北朝鮮へのけん制が目的」との報道もありましたが、正確な理由は公表されませんでした。

これらの機体は26日までに全て離陸し、沖縄県の嘉手納基地

へ着陸しました。嘉手納基地へは「暫定配備」とされていますが、嘉手納町議会は2月9日(火)、「外来機の暫定配備中止や防音協定の遵守」などを求める意見書案と抗議決議案を、全会一致で採択しました。

現在でも横田基地の違法な騒音は野放し状態です。爆音の激しい戦闘機の飛来など絶対に止めて欲しいものです。

2月24日(水) 第12回口頭弁論

検証大成功の意気込みで 傍聴にご参加を

1時20分立川地裁前集合 2時から法廷がはじまります

原告団活動日誌

- 1/14 原告団会議
- 1/15 基地北側地上音測定
- 1/19 原告団ニュース第23号発行、発送作業
- 1/20 第11回進行協議
- 1/21 八王子・日野支部事務局会議
- 1/22 オスプレイ反対一斉署名、宣伝行動
- 1/23 八王子・日野支部世話人会
- 1/25 現場検証打合せ臨時会議
- 1/29 第1回現場検証
- 2/1 原告団ニュース編集会議
- 2/1 オスプレイ横田配備反対連絡会
- 2/8 定例事務局会議
- 2/12 オスプレイ配備反対署名提出と要請
- 2/12 政府交渉(全国基地爆音訴訟原告団連絡会議)
- 2/15 八王子・日野支部爆音カフェ
- 2/17 昭島支部会議
- 2/18 弁護団会議に出席

公害の根絶めざして 今年も国民署名にとりくみます

なくせ公害・守ろう地球環境

第41回公害被害者総行動デーが6月1～2日に行われます。これに先がけて政府に提出する国民署名へのご協力をお願いします。原告団では例年の2倍(1000人分)を目標にします。

原告のみなさん、およびご近所、親戚、知人、友人の方々からご協力いただきますようお願いいたします。

返信用封筒に入れて原告団事務所にお送りください。